

## 赤塚税務会計事務所通信

## 社員の入退社と税

～社員入退社の際に気を付けたいこと～

4月になり新年度を迎えました。出会いや別れの時期ということで、社員様の入退社や人事異動があったという事業者様もあることかと思えます。

そこで今回は入退社に関わる税務的な手続きについて紹介いたします。

**入社手続き 源泉所得税**

新たに社員が入社した際には、まず、扶養控除申告書を提出してもらう必要があります。扶養控除申告書は、毎年、年末調整の際に提出してもらっていると思いますが、新たに社員が入社した時にも必要になります。

なぜなら、毎月の給料計算の際に源泉所得税を計算するために必要になるからです。

配偶者や扶養親族の確認はもちろんのこと、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除の対象となるかどうかも確認しましょう。

給料計算時の所得税については、源泉徴収税額表を使い源泉所得税を求めます。源泉徴収税額表を見ると、扶養親族数が増えるごとに源泉税額が小さくなっていると思います。障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除の対象者の場合には、源泉徴収税額表にあてはめる扶養親族数については一人加算することになりますのでご注意ください。

また、扶養控除申告書はメインで働いている会社に提出するものですので、副業で働く場合には、提出不要です。ただし、扶養控除申告書を提出しない場合には、源泉徴収税額表の乙欄(通常の甲欄の税額より高い税額)を使って源泉所得税を徴収することとなります。

また、メインで働いている(他の会社から給与をもらっていない)場合には、パートやアルバイトであっても扶養控除申告書を提出してもらいましょう。

**入社手続き 住民税**

つぎに、住民税に関する手続きです。住民税については、年末調整を終え給与支払報告書(源泉徴収票のようなもの)を社員の住所地の各市区町村に提出することにより、翌年度(6月～翌5月が住民税の年度)に給料から天引きする住民税が決定されます。

このため、基本的には、新入社員については、入社した年の翌年5月までは住民税を給料から天引きすることはありません。

ただし、年度の途中の中途入社などで前職の会社から特別徴収(給料から住民税を天引きして納税すること)の引継ぎをすることもあります。

この場合は、前職の会社から発行される「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を市区町村に提出します。

裏面に続きます～

## 退職手続き 源泉徴収票

社員が退職する場合には、その年の1月支給分から最後の給料支給分について、源泉徴収票を発行し、退職する社員に交付します。このとき、年の途中で退職する場合には、年末調整を行わずに源泉徴収票を発行します。ただし、その年中に他社からの給与の支払いの見込みがない場合(12月に退職する場合など)には、年末調整をしても差し支えありません。

交付した源泉徴収票は、再就職先の会社に提出され、再就職先の給料と合算して年末調整されますので、社員が退職した際にはできるだけ早く源泉徴収票を交付しましょう。

## 退職手続き 退職金

退職する社員に退職金を支給する場合には、退職金に対する源泉所得税及び住民税を計算し、「退職所得の源泉徴収票」を作成します。

退職金に対しては退職所得控除額が設けられていますので、退職金が退職所得控除額を超えない限り源泉所得税及び住民税は発生しません。

なお、退職所得控除額は、勤続年数に応じて次の計算式により計算します。

退職所得控除額の計算の表

勤続年数(=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	80万円 + 70万円 × (A - 20年)

## 退職手続き 住民税

退職する社員の住民税について、特別徴収(給料からの天引き)をしていた場合には、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出します。このとき未納付の住民税について退職後の支払い方法は、①再就職先での特別徴収継続、②一括徴収(未納税額を最後の給料から全額天引き)、③普通徴収(社員に直接納付書が送られ納付する方法)から選択することになります。

ただし、1月以降に退職する場合には、原則として普通徴収にはできませんのでご注意ください。

## まとめ

今回は、社員の入退社に関する手続きとして所得税・住民税に的を当ててご紹介しました。社員の入退社についてはこのほかにも社会保険(健康保険・厚生年金)の手続きや雇用保険の手続きも必要になります。特に健康保険については、医療機関に受診中の社員様もいらっしゃると思いますので、できるだけ早く手続きをしましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします!